

平成24年11月21日

文京区長 成澤 廣修 様

文京区特別職報酬等審議会

会長 岩井 隆

特別職の報酬等の額について（答申）

平成24年11月6日、文京区特別職報酬等審議会条例（昭和39年7月文京区条例第30号）第2条第2項の規定に基づき意見を求められた「区議会議員の議員報酬の額並びに区長、副区長及び教育委員会教育長の給料の額について」、別紙のとおり答申します。

答 申

1 はじめに

本審議会は、平成24年11月6日、文京区特別職報酬等審議会条例(昭和39年7月文京区条例第30号)第2条第2項の規定に基づき、文京区長から「区議会議員の議員報酬の額並びに区長、副区長及び教育委員会教育長の給料の額(以下「特別職の報酬等の額」という。)について」意見を求められた。

本審議会は、慎重に審議を行い、その結論をこの答申として取りまとめたものである。

2 一般職の給料及び特別職の報酬等の額の状況

(1) 一般職に対する平成24年の特別区人事委員会勧告 公民較差

民間従業員平均給与	職員平均給与	較 差
411,604 円	412,387 円	△783 円 (△0.19%)

(2) 昨年度の状況

一般職については、特別区人事委員会の「公民較差(△842円、△0.20%)を解消するため、給料表の引下げ改定を行うべきである」とする勧告に基づき、減額改定を行った。

一方、特別職の報酬等の額については、特別区人事委員会の勧告において増額又は減額の勧告があった年度でも、公民格差の大きさなどを総合的に判断し、特別職の報酬等の額を「据え置き」としてきた経緯も考慮して判断する必要があるとの特別職報酬等審議会での答申を受けて、現行のまま据え置きとするのが妥当であるとの結論に達した。

(3) 他の特別区との比較

現行の特別職の報酬等を他の特別区と比べると、順位は中位から下位に位置している。

3 基本的な考え方

特別職の報酬等の額については、以下の点を考慮し、総合的に判断する。

- (1) 10月の月例経済報告(内閣府)によると、「景気は、引き続き底堅さもみられるが、世界景気の減速等を背景として、このところ弱めの動きとなっている。」
- (2) 文京区は、堅実な財政運営を行っているが、他区と同様に一般財源は減少傾向にある。
- (3) 特別区人事委員会により、一般職の給料月額を0.19%引き下げる勧告が出ている。また、期末手当・勤勉手当は改定なし。
- (4) 文京区の報酬等の額は、23区中、中位から下位に位置している。

4 本審議会における議論

- (1) 区政を取り巻く社会経済情勢や民間における報酬の考え方を踏まえる必要がある。
- (2) 社会情勢を鑑みると、人事委員会勧告で示された一般職の給料月額を0.19%引き下げる勧告を行っているため、特別職にも同等の措置を適用することが必要である。
- (3) 地域手当については、国家公務員の規程がベースとなっているものであり、地方自治体の長等についてはなじまないため、廃止することが適当である。
- (4) 地域手当を廃止するに当たっては、地域手当に相当する金額を給料及び期末手当に組み入れることが適当である。
- (5) 地域手当を給料及び期末手当に組み入れた場合には、そのことにより年収が増とならないように、調整されるべきである。

5 審議結果

本審議会は、特別職の報酬等の額については、現在の給料月額を基準として0.19%に相当する額を引き下げることが妥当であるとの結論に達した。

6 その他

今後、社会経済情勢の変動や他の特別区との均衡の崩れなど、文京区の特別職の報酬等をめぐる状況に大きな変化が生じたときには、本審議会を開催し、額の見直しを検討すべきである。

退職手当については、本審議会の議論とするところではないが、今後の国や都の情勢を踏まえながら、区において判断していくことが望ましい。

文京区特別職報酬等審議会委員

会 長	岩 井 隆
職務代理者	諸 岡 健 至
委 員	池 本 優 子
委 員	岡 田 伴 子
委 員	黒 澤 義 一
委 員	滝 沢 敬 二
委 員	中 村 健 一
委 員	宮 内 秀 一
委 員	高 木 宏 子
委 員	山 口 一 夫